美作局地第２９８号

技術提案実施公告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第１項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和８年６月９日

岡山県美作県民局長　東　寛

１　技術提案に付する事項

(1) 業 務 名
インバウンド誘客事業

(2) 業務内容
別紙「委託業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間
契約締結日から令和９年３月１９日まで

(4) 履行場所
岡山県美作県民局長が指定する場所

(5) 委託金額（見積上限額）
２，２００，０００円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

２　技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格（以下「技術提案参加資格」という。）は次のとおりとする。

(1)「岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿」(以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(2)「入札参加資格者名簿」の業務種目「大分類５　企画・製作」の中の「小分類８　その他」に登録した業者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと。

(4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成１９年岡山県告示第３３２号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加資格除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 岡山県暴力団排除条例（平成２２年岡山県条例第５７号）第２条第１号及び第３号に指定する暴力団又は暴力団員等でないこと（参加者が法人である場合は、役員についても当該条件を満たすものであること。以下（７）において同じ。)。

(7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。

(8) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立

てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3　契約条項を示す場所

名　称：岡山県美作県民局地域政策部地域づくり推進課
郵便番号：７０８－８５０６
住　所：津山市山下５３
電　話：０８６８－２３－１２５９
ＦＡＸ：０８６８－２３－１２７０
e-mail：mima-shinkou@pref.okayama.lg.jp

4　技術提案参加手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア　配布期間

令和８年６月９日（火）から令和８年６月１６日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前９時から午後５時まで

イ　配布場所

３の契約条項を示す場所に同じ。なお、岡山県美作県民局地域政策部のホームページからダウンロードできる。

https://www.pref.okayama.jp/site/page/1040316.html

(2) 技術提案参加資格確認申請書の提出方法

ア　提出書類

技術提案参加資格確認申請書（様式第１号）

イ　提出期限

令和８年６月１６日（火）午後５時（必着）

ウ　提出場所

３の契約条項を示す場所に同じ

エ　提出方法

持参、郵送（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）又は電子メールにより提出するものとする。ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。また、電子メールによる場合は、添付するファイル形式はＰＤＦのみとし、送信後には電話にて着信を確認すること。

(3) 技術提案参加資格要件の審査等

ア　審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者については２の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨を令和８年６月１９日（金）までに通知するものとし、この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ　技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

不適合の旨の通知を受けた者は、令和８年６月２３日（火）までに、下記（4)ウの宛先に電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。その際、添付するファイル形式はＰＤＦのみとする。なお、送信後には電話にて着信を確認すること。

ウ　技術提案参加資格要件不適合の理由の通知

技術提案参加資格要件不適合の理由の説明を求める書面を提出した者については、

令和８年６月２５日（木）までに理由を回答する。

(4) 仕様書に対する質問の受付

ア　受付期限

令和８年６月１６日（火）午後５時（必着）

イ　質問方法

仕様書に対する質問・回答書（様式第２号）を電子メールで送信すること。その際、添付するファイル形式はＰＤＦのみとする。なお、送信後には電話にて着信を確認すること。また、電話や口頭による質疑には応じない。

ウ　宛先

３の契約条項を示す場所に同じ

エ　回答方法

本公告を掲載したウェブサイトに回答を掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答掲載方法が不適当と認められる質問に対しては、回答を行わない又は回答方法を変更する場合がある。

オ　技術提案実施後、仕様等についての不知及び不明を理由として異議を申し立てることはできない。

５　技術提案書の提出

(1) 提出期限

令和８年６月２６日（金）午後５時（必着）

(2) 提出場所

３の契約条項を示す場所に同じ

(3) 提出書類

ア　提案書

企画提案を求める業務についての技術提案書として、次の事項を記載した書面を提出すること。（様式任意、Ａ４サイズ）

・業務実施に関する基本方針
・業務の実施体制
・業務の具体的な内容及び実施方法
・実施スケジュール案
・委託者が設定する KPI 達成に向けた取組内容
　※本事業の効果測定として有効と考えられる指標の提案がある場合は、その内容及び測定方法。
・本業務と同種又は類似の業務実績（過去５年間。実物がない場合には、確認できるデータ等）

イ　見積書

項目別に算出内訳等を明記した見積書（様式任意、Ａ４サイズ。）なお、見積書には会社名及び役職・代表者名、担当者名、連絡先を明記すること。

(4) 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。）

(5) 提出部数

５部（見積書は正本１部のほか写し４部）

(6) 提案書の説明

企画提案に参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなけれ

ばならない。
ア　日時
　令和８年６月３０日（火）午後２時開始（予定）
イ　場所
　岡山県津山市山下５３　美作県民局会議室
　※日時・場所の詳細は、企画提案参加者に別途連絡する。

6　受託予定者の決定方法
　提出書類及び企画提案者のプレゼンテーションの内容により、別途設置する審査委員会で審査の上、総合的に判断して採用者を決定する。

7　契約の締結等
(1) 契約の締結
　委託事業者の決定後、採用された技術提案を基本として、当該受託予定事業者と県民局が協議の上、詳細内容を決定し、契約書により契約を締結する。
(2) 契約保証金
　岡山県財務規則（昭和６１年岡山県規則第８号）第１５３条から第１５５条までの規定による。
(3) 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。
(4) 受託予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので、注意すること。

8　不適格事項
　次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。
(1) 技術提案に参加する資格のない者及び上記４(2)イの期限までに技術提案参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき。
(2) 提案書が、上記５(1)の提出期限を越えて提出されたとき。
(3) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。
(4) 見積書が、上記１(5)の条件を満たさないとき。
(5) 提案者が、上記２に定める技術提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
(6) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9　その他
(1) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。
(2) 技術提案に係る費用は、すべて提案参加者の負担とする。
(3) 提出された書類は、受託事業者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
(4) 提案参加者に対して、提出書類の内容について説明を求めることがある。
(5) 提出書類は返却しない。
(6) 審査の過程において、追加資料を求める場合がある。
(7) 審査経過については公表しない。